

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

釜石市長 小野 共

市町村名 (市町村コード)	釜石市 -(211)
地域名 (地域内農業集落名)	唐丹地区 (上荒川集落、片岸集落、川目集落、山谷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日、1月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水稲+野菜の複合経営であり、地域内の産直において農産物の販売を行っている。
・公民館と連携したコミュニティ農園の設置、個人経営のラベンダー観光農園があり、地域住民の農のふれあいの場となっている。
・近年、ニホンジカやツキノワグマに加え、イノシシの被害も散見されており、対策が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域資源を生かした、野菜等の生産・販売を行う。
・コミュニティ農園として維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地およびその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
その他の地域については、現状で耕作している農地及び一定の団地を形成する農地が存在する区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状の耕作者を担い手とし、現状の耕作状況の維持を基本としつつ、農業委員や農地利用最適化推進委員と調整しながら、必要に応じて集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農振・農用地については、原則として農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・コミュニティ農園の継続により、農業者以外との連携による農地活用を図る。 ・まとまった遊休農地の存在する地区については、企業の受け入れによる多様な経営体の確保を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策
産直等への出荷を行う農家においては、鳥獣被害対策交付金の活用により被害防止対策を進める。
- ②保全・管理等
地域住民と連携したコミュニティ農園として活用する。